

終活で注目される「遺贈寄付」

◆新しい遺産活用法としての遺贈寄付

終活ブームと言われているなか、新しい遺産活用法として、遺贈が注目されている。日本初の終活読本「ソナエ」も2017年8月発行の夏号で、「遺贈－節税しながら社会貢献－」と題して特集を組んでいる。遺贈とは、本人の財産の一部または全部を特定の個人や法人に贈与することで、遺言書を作成することで実現する。またNPO法人や公益法人などに寄付することを「遺贈寄付」という。

遺贈寄付が注目されている背景のひとつに、15年の相続税制の改正がある。相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が2倍近くに増加した。NPO法人や公益法人などに遺贈寄付した額は、基礎控除と同じように相続税を計算する際の対象外となり、遺された者への相続対策にもなるからだ。

また、配偶者や子供をはじめとする法定相続人がいない場合、その遺産は法的な手続きを経て最終的に国庫に入る。それならば、「自分の意志で使い道を決めたい」「社会貢献に活用したい」との思いが、遺贈寄付につながっているようだ。

◆手続きの煩雑さや寄付する団体選びが遺贈寄付の壁に

遺贈寄付を待つ団体は、NPO法人の国境なき医師団日本、公益財団法人の日本盲導犬協会、日本ユニセフ協会など無数にある。国境なき医師団日本が15年に行った調査で、遺贈寄付への障害を尋ねたところ「遺贈の方法」(36%)や「寄付する団体選び」(33%)が上位に並んだ。手続きの煩雑さに加え、信頼できる団体を見極めるむずかしさが遺贈寄付を躊躇させる要因になっている。遺贈寄付を受け付けている日本財団では、16年4月に「遺贈寄付サポートセンター」を設置し、遺贈寄付先の相談、遺言書の書き方などの相談にも応じている。また現金以外の山林、田畑、古家など、売却がむずかしいものは受取れない場合もあるという。

17年4月に国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「生涯未婚率」(50歳時点で一度も結婚をしたことがない人の割合)は15年時点で男性が23%、女性は14%と過去最高を更新した。法定相続人がいない人が増えるにつれて、生きた証として遺贈寄付を選択する人も増えていくことが予想される。 【秋元真理子】